

# 『ふるさと納税』 かしわら市ええまち応援しまっせ！



## ◇現在までの寄附状況

平成 23 年 5 月 現在

年 度	件 数	寄附金額
20 年度	7 件	¥490,000
21 年度	16 件	¥12,061,000
22 年度	7 件	¥785,000
合 計	30 件	¥13,336,000

## ◎柏原市まちづくり応援寄附制度のご案内

柏原市を応援しようとする皆様から寄附金を募り、これを財源としてまちづくり事業を実施することにより、寄附を通じて、様々な人々が参加できる、夢のある地域社会の実現を目指すため、「柏原市まちづくり応援寄附条例」を制定しました。

## ◎ふるさと納税制度の仕組み

「ふるさと納税制度」とは、応援したい地方自治体へ寄附をした場合に、所得税やお住まいになっている自治体の住民税から税額控除される制度です。

この制度を活用すれば、都道府県または市区町村に対して 2,000 円を超える寄附をした場合、住所地の所管税務署で確定申告手続きをすることによって(※1)、2,000 円を超える部分の寄附金について、所得税と翌年度分の個人住民税の税額控除(※2)が受けられます。

※1 柏原市では申告用の寄附金受領証明書を発行しますので、確定申告書に添付してください。

※2 住民税の特例控除額は、『個人住民税所得割の 1 割』が上限となります。

控除対象額は、寄附をされる方によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市区町村の住民税担当窓口までお問い合わせください。

## ◎寄附金の活用方法について

柏原市では、寄附金をお申し込みの際に、以下6つの事業から寄附金の使い道を選んでいただくことができます。

### 1. 東山の活用に関する事業



### 2. 教育に関する事業



### 3. 福祉の向上に関する事業



### 4. 国際交流に関する事業

### 5. 公用及び公共用の施設に関する事業



### 6. 前各号に掲げるもののほか、夢のある地域社会の実現に向けたまちづくりに関する事業

※ 特に指定がない場合は、市長が事業を指定することになります。

## ◎柏原市まちづくり応援寄附金のお申し込み方法

### <お申し込み方法>

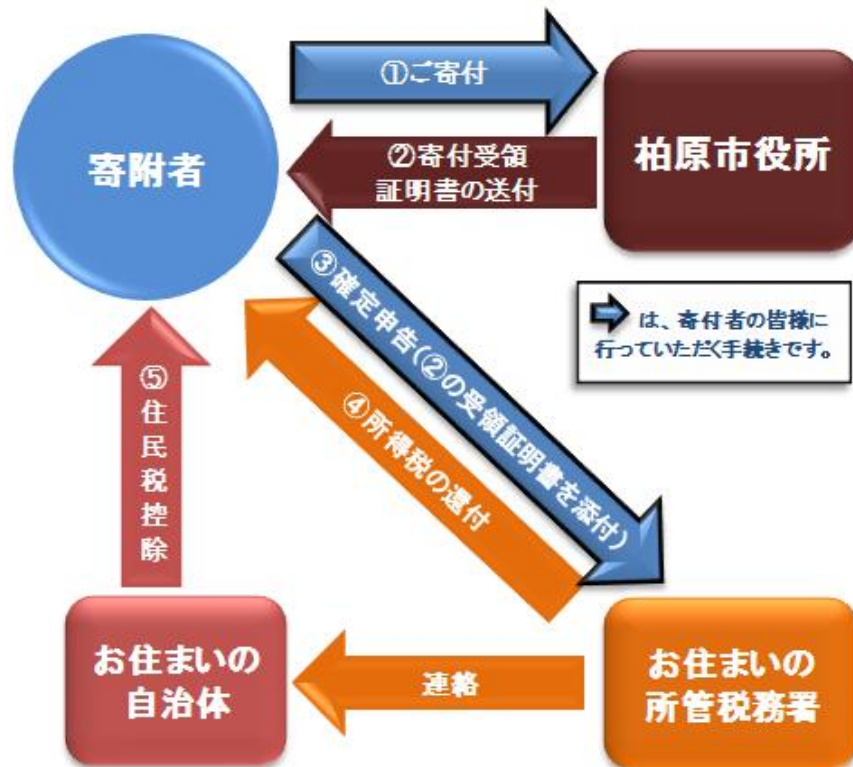
下記の手続きが必要となります。

- ①寄附を柏原市企画調整課へ申し込みます。(直接ご持参もしくはご郵送でお願いします。) ※**寄付申込書は最終ページ**にありますので、ご利用ください。
- ②寄附申込書が提出されましたら、柏原市から納付書を送付いたします。
- ③郵送された納付書により、納付書裏面に記載された指定金融機関からお振込ください。
- ④柏原市は、ご入金を確認させていただいた時点で、寄附金受領証明書を発送いたします。
- ⑤**寄附金受領証明書および領収書**は確定申告の際必要ですので、**必ず保管**してください。(※領収書の再発行は出来ませんので、ご了承ください。)



## ◎確定申告について

毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、お住まいの所管税務署に所得税、又はお住まいの市区町村に住民税の申告をされるときに、柏原市が発行する寄附金受領証明書を確定申告書に添付してください。



## ◎ご注意ください！！

柏原市のふるさと納税への取組みは、柏原市を応援したいという善意を寄附という形にさせていただくための制度であり、寄附を強要するものではありません。

**寄附の強要や詐欺行為には、十分ご注意ください。**

<お問い合わせ先>

柏原市役所政策推進部企画調整課

電話番号 072-971-1000 (直通)

電子メール [kikaku@city.kashiwara.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kashiwara.osaka.jp)

様式第1号（第2条関係）

## 寄 附 申 込 書

下記のとおり、寄附したいので申し込みます。

平成 年 月 日

柏 原 市 長 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
連絡先 TEL \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

金 \_\_\_\_\_ 円也

\* 氏名の公表について匿名を希望される場合、○を付けてください。

( ) 匿名を希望する。

\* 希望される事業の番号に○を付け、金額をご記入ください。

- |  |         |
|--|---------|
| 1. 東山の活用に関する事業                                     | _____ 円 |
| 2. 教育に関する事業  | _____ 円 |
| 3. 福祉の向上に関する事業                                     | _____ 円 |
| 4. 国際交流に関する事業                                      | _____ 円 |
| 5. 公用及び公共用の施設に関する事業                                | _____ 円 |
| 6. 前各号に掲げるもののほか、夢のある<br>地域社会の実現に向けたまちづくり<br>に関する事業 | _____ 円 |

\* 2～5までの事業を希望された方で、既存基金での積み立てまたは運用を希望される方は、申し出てください。